

## 令和2年第5回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年5月7日（木）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

15番 吉田 孝壽

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西山 美和	係長	松倉 司	参事	安田 志津子
主査	前田 稚子	会計年度任用職員	勅使川原 智美				

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

8番 船津 和利 10番 田上 一

### 議 題

- 第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第20号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

- 第10号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第11号 農地の形状変更届について
- 第12号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名のうち、15番吉田委員から欠席の届けがあっており18名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和2年第5回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○会長（永田知博君） 改めまして皆さんこんにちは。マスクを着けて発音が聞きにくいかと思いますけれども、何せ今、地球規模でコロナ、コロナで大変な時期でございます。これから農繁期に入りますけれども、各々やっぱり健康は自分自身でつくっていかねばいけないと思っております。そのために今回の農業委員会総会も先程局長から言われましたように、議決権があられます農業委員のみの参加ということで、なるべく密集・密接、こういった環境を避けて、18名の参加で今日開会することになりました。どうかまだまだコロナウイルスも収束とはいきませんので、油断をせずに、これから増々、注意をしながら農繁期を乗り切っていただきたいと思っております。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思っております。着席をもって進行させていただきます。

本日の議案は、議第17号議案より議第20議案までの67件と、報告第10号より第12号までの22件が提案されております。慎重なる御審議方、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、10番田上一委員、11番福田友明委員、以上2名の委員の方をお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際は挙手でお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

初めに、議第17号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より提案説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第17号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、玉名と中の申請人で、玉名の田1,024㎡外1筆、計1,926㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2番、神奈川県逗子市と大浜町の申請人で、大浜町の田195㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、築地と大浜町の申請人で、大浜町の田66㎡外1筆、計203㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、天水町と伊倉北方の申請人で、南坂門田の樹園地1,905㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、上小田の申請人で、上小田の田490㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

6番、上小田の申請人で、上小田の田497㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。報告第10号14番と関連しております。

7番、福岡県筑紫野市と下小田の申請人で、上小田の畑578㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、福岡県粕屋郡新宮町と岱明町の申請人で、岱明町扇崎の田1,169㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9番、熊本市東区と下小田の申請人で、箱谷の田754㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上9件、合計7,717㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。議第17号は、受付番号9番につきまし

て、申請人に農業委員本人が関与しており、議事参与の制限に該当すると認められますので、まず1番から8番までを審議し、その後、9番を審議します。

それでは、まず受付番号1番から8番まで順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引き続き説明いただきますよう併せてお願いいたします。

それでは、1番からよろしくをお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番の赤松です。1番の案件について。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、米を作られるそうです。それで機械等も持っておられるということで、下限面積も満たしておりますし、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは2番、お願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 4番、竹下です。2番と3番の案件について御説明します。

この2番と3番は同じ人が譲受人でございますので、一緒に説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張と、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは4番、お願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。4番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということです。場所が南坂の川原谷となっておりますが、譲受人がそこで養鶏を行っており、すぐそばの農地ということで、今度譲り受けるそうですので、よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは5番、お願いいたします。

○8番（船津和利君） はい、8番、船津です。まず、5番と6番の案件について説明します。

5番は、譲渡人は労力不足と譲受人は隣接地取得ということで、下限面積も満たしており、何も問題ないと思います。

6番も5番と一緒に、労力不足と隣接地取得ということで、何ら問題ないと思います。

続きまして、7番について御報告します。

これも譲渡人は労力不足、福岡におりますので到底こちらへ仕事に来ることができません。譲受人は隣接地取得ということで、下限面積も満たしており、問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番をお願いいたします。

○13番（小川信孝君） 13番、農業委員小川です。8番の案件について御説明申し上げます。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま1番から8番まで説明をいただきました。

それでは、皆さん何か1番から8番まで、御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。

議第17号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号1番から受付番号8番までについては、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第17号の受付番号1番から受付番号8番までについては、許可することに決定いたしました。

引き続き、受付番号9番の審議に移りますが、申請人に農業委員本人が関与しておりますので、農業委員会法第31条及び玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に該当すると認められますので、船津委員の退席をお願いいたします。

— 8番 船津和利君 退室 —

○議長（永田知博君） それでは、受付番号9番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

9番、どうぞ。

○9番（澤村哲志君） 農業委員9番の澤村です。番号9番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、譲受人は下限面積も十分満たしておりますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま9番について説明をいただきました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。  
議第17号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号9番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、船津委員の着席をお願いいたします。

— 8番 船津和利君 入室 —

○議長（永田知博君） それでは、次に、議第18号農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

議第18号は、受付番号4番、5番、6番につきましては始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いします。

議第18号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の畑83㎡外1筆、計685㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中の田1,025㎡で、転用目的は貸家4戸です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が大浜町の田500㎡で、転用目的は農業用資材置場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農産物販売施設であることから、例外的に許可は可能と判断しております。

5ページをお願いします。

4番、申請物件が岱明町鍋の畑232㎡外1筆、計297㎡で、転用目的は農業用車両置場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農産物販売施設であることから、例外的に許可は可能と判断しております。

5番、申請物件が横島町横島の田64㎡で、転用目的は宅地拡張です。農用地区域内の農地ではありますが、現在除外の報告縦覧中です。除外後の農地区分は、概

ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張で、拡張面が既存施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可は可能となっております。

6番、申請物件が天水町部田見の田500㎡で、転用目的は自動車保管場所です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第12号1番と関連しております。

以上6件、合計3,071㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る4月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。それでは、まず受付番号1番から受付番号3番までにつきまして、委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引き続き説明いただきますようお願いいたします。

それでは、1番からどうぞよろしくをお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

申請人は高齢になり、農地の管理が難しくなるので、共同住宅を建てて収益と生活の安定を考えての申請です。場所はレンタルショップ店の西隣で造成はなく、境をブロックとフェンスで囲むくらいです。総事業面積は1,133㎡で、うち農地が685㎡の転用申請です。土地の中心部の所を宅地として生活されていましたが、今回全部を宅地として鉄筋コンクリート3階建てを建設、各階4戸の合計12戸と駐車場25台分です。給排水は西側市道内の上下水道から接続利用、雨水は市道側溝へ接続放流、周りは宅地の一画で、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件について説明いたします。

申請人は熊本市において賃貸住宅を経営、今回自己所有地である当地に戸建ての住宅4棟を建てるための申請です。場所は葬祭場の東側50m程の所です。造成は、周りをL型擁壁で囲んで1mぐらい盛土し、土砂の流出を防ぐそうです。南側を市道が通り、西側は宅地、東側は水路を挟んで宅地、北側は水田ですが、形状変更手続きが出ている盛土中の土地があります。建物は木造平屋建て4棟、宅地の中央に4mの道路を通して、これに南側市道より上下水道管を引き込み利用、雨水は道路側溝へ放流、都市計画区域内であり、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは3番、お願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 農業委員4番、竹下です。3番の案件について説明します。

農業用資材置場でございます。ハウスの材料、ハウスのパイプ、ハウス用の支柱、堆肥置場などです。事業面積は500㎡で、給水はありません。雨水は自然浸透となっています。工事についても周辺農地に被害を及ぼさない事業計画となっています。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より、受付番号4番につきまして始末書を読み上げます。事務局、よろしくお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より、受付番号4番につきまして始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号4番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

4番どうぞ。

○13番（小川信孝君） 13番、農業委員、小川です。4番の案件について御説明いたします。

申請人の鶴岡さんは、親戚敷地奥に農業用トラクター、コンバイン、田植機等、自宅が手狭になった為防犯上ここが便利と思ひ農業用車両置場とされたものです。給水はありません。雨水処理は自然流下です。生活雑排水もありません。許可相当と思ひますので、よろしく審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、4番について説明をいただきました。ありがとうございました。

それでは次に、事務局より受付番号5番につきまして、ここでも始末書が添付されておりますので読み上げていただきます。

事務局、よろしくお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりましたので、引き続き委員の説明をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。5番の案件について説明いたします。

去る4月30日に現地調査を行いました。所在地は横島の神崎、地目は田です。申請面積は64㎡、宅地拡張です。始末書にもありますように、平成22年に増築し、最近この分が未登録であったので登記申請をする中、申請地に建物の一部がま

たがっていることに気が付きました。平成17年には工事は完成しており、給水は地下水を利用し、生活排水は集落排水に継ぎ込み排水、雨水は地下浸透させ、隣接の農地は南側だけで同意も得られており、付近の農地には何ら影響ないと判断いたします。許可相当と思います、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務局より受付番号6番につきまして、始末書を読み上げていただきます。よろしくお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、受付番号6番につきまして始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号6番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

6番、どうぞ。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。6番の案件について説明いたします。

この案件は、平成30年12月の総会で受理されたものです。個人住宅用地を自動車保管場所に変更するものです。申請人は自動車整備、板金工場を営むも、修理対象車両の保管場所が必要であり、現在は敷地内に隙間なく一杯に駐車せざるを得ないような状態のため、出し入れに大変苦労と時間を要し、非常に業務効率が悪い、よってこの状況を改善するために、申請地を自動車整備、板金の車両保管場所として利用したい。転用面積500㎡の自動車保管場所であり、工作物は設置しない。L型擁壁を設置し、約1.5m程度の盛土造成が完了しており、そのまま利用する。給水排水計画は、給水は不要である。雨水は地下浸透とする。生活雑排水、汚水は生じない。被害防除計画、L型擁壁の設置により土砂の流出は防止する。車両置場であるから近隣土地への日照通風、耕作などの影響はない。転用にあたっては、近隣への迷惑のないように十分注意をする。現地調査の結果、何も問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま6番について委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第18号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議第19号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。議第19号は、受付番号6番につきまして、始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

また、受付番号8番につきまして、申請人に農業委員本人の関与がございます。議事参与の制限に該当すると認められますので、まず1番から7番までを審議し、最後に8番を審議いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第19号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑1,759㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が山田の畑308㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7ページをお願いいたします。

3番、申請物件が大浜町の田94㎡外2筆、計410㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が伊倉北方の畑554㎡で、転用目的は太陽光発電施設44.0kwです。農地区分は、概ね300m以内に駅、インターチェンジ、市役所等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が大倉の畑1,302㎡で、転用目的は太陽光発電施設44.0kwです。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が富尾の田370㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いいたします。

7番、申請物件が岱明町庄山の畑563㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区

分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町山下の畑43㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

以上8件、5,309㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る4月30日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、まず、受付番号1番から5番まで、順に委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は造園業を営んでいるが、資材置場及び仮植場が手狭なために、隣接地の耕作放棄地を取得して利用するための申請です。場所は大型量販店の北側1キロ程の市道脇の先です。東側を市道、高低差のある土地なので、なるべく高低差を少なくするために、高い所から低い所へ土を入れ込んで土砂の流出を防ぐそうです。建物はなく、庭石などの造園用の資材と植木などの仮植場です。給排水もなく、雨水は貯水桝を造って植物の水やりに利用するそうです。オーバー分は東側市道側溝へ放流、周りには誠意を持って対応するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、2番の案件について。申請人は市内アパート住まいで、子どもが生まれて手狭になり個人住宅を建てる申請だそうです。場所は玉名中学校から北西300mぐらいのところ、糠峯団地の西南西100mぐらいの所です。南側を市道が通り、周りは宅地化した一画です。造成はなく、境をブロックとフェンスで囲むとのことで、建物は木造2階で、給排水は市道から引き込んだ上下水道管を利用し、雨水は道路側溝を利用して市道側溝へ接続放流、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは3番、お願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 農業委員4番、竹下です。3番の案件について御説明します。

申請人は現在アパート住まいです。今度実家近くに個人住宅を建てるものです。周辺の状況については、東側は農業用倉庫、北側は市道と水路が流れております。南側は農地、西側は他人所有の農地になっていますが、境にはL型擁壁を設置し、

土砂の流出を防ぐ措置も行われます。営農状況には支障はないものと思われま  
す。給水については、市の上水道が通っており、生活排水については合併浄化槽を設  
置し、排水する計画です。雨水については自然浸透となっております。工事について  
の周辺の農地に被害を及ぼさない事業計画となっております。現地調査の結果、本  
件は許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは4番、お願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。

使用貸人と借人は親子関係でありまして、太陽光発電施設の設置ということで申  
請がありました。場所は肥後伊倉駅周辺で、100m以内の所です。そこは家と  
家の間の畑ということで、554㎡の畑です。東側は道路で、南側に宅地で1軒建  
っております。西側は2m程の農地の土手がありまして、北側はブロックで仕切っ  
てあります。太陽光パネルを192枚で発電するというごさいます。道路際  
が地面の高さと同じで流出する可能性がありましたので、一応、流出のないよう畦  
を高めてくださいということで提言してきました。排水は全て雨水関係でございま  
すので、現地での地下浸透。東側に側溝がありますので、あふれる部分はその側溝  
に流し込むということでございます。近所に太陽光の反射等のことをちょっと聞き  
ましたけれども、今はあまり影響ないということでございまして、許可相当と  
いうことです。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは5番、お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。5番の件について説明いたします。

転用目的は太陽光施設です。譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲渡人である耕  
作者の方が高齢であり、耕作放棄地とならないためにも、収益目的も兼ねて太陽光  
発電事業を行うものだということです。申請地は国道208号線、タクシー会社の  
道路反対側の土手の上にあります。申請面積は1,302㎡、太陽光パネルは22  
7枚の設置です。給排水は特になく、雨水などは自然浸透でオーバーフローは北側  
にある側溝に放流されるそうです。造成中の防除に対しては、特に周りの農地に対  
する影響はないということです。次の現地調査の結果、問題ないと判断いたします。  
以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より、受付番号6番につきまして、始末書を読み上げて  
いただきます。事務局、よろしくお願いいたします。

○参事（安田志津子君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま受付番号6番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号6番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

6番、お願いします。

○9番（澤村哲志君） 農業委員9番、澤村です。番号6番の案件について説明いたします。

申請地の所在地は、玉名市富尾下田です。現在、両親と同居している家が老朽化のため建て替えを検討していたところ、その土地が土砂災害警戒区域に指定されて危険なため、今現在の家の前に土地があり、先程の始末書での駐車場の土地がありますので、そこに住まいを建てるそうです。転用面積は370㎡で、建築面積は132.32㎡、木造2階建て、給水は上下水道を利用し、生活雑排水は合併浄化槽で処理して西側の排水路へ放流、雨水は既設の排水路に接続して流すそうです。土地の造成については、南側の市道より1mぐらい低いので、申請地の北、西、東の所にL方擁壁を設置し、道路と同じくらいの高さにして造成されるそうです。現地を確認したところ、周囲に被害はないようで、許可相当と思いました。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、7番を説明していただきます。よろしくお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。7番について説明いたします。

転用目的は個人住宅への転用であります。使用貸人と借人は親子であります。申請人は現在借家住まいであります。家族が増え手狭となり、生活を考慮して1戸建ての住宅を建築したいということになります。場所は国道208号線沿いの大型量販店がありますが、その北に位置します。隣接する北は宅地、南は大型量販店、東は農地、西は市道となっております。転用目的は563㎡ありますが、道路後退部分及び法面が約16㎡あり、有効敷地面積は547㎡となっております。給排水計画ですが、上水は市の上水道を利用する。それから排水処理方法でございますが、雨水は敷地内に自然浸透させ、オーバーフロー分は西側の道路側溝へ放流するということになります。生活雑排水や汚水は、浄化槽を設置し、処理水を道路側溝に放流するという計画であります。被害防除計画ですが、北と南は既にブロックを設置されておりますけれども、土砂の流出、堆積、それから崩壊を防ぐために、周囲にコンクリートブロックを設置するということになります。それから近傍農地への被害防除計画ですが、東側農地の境から5m程引いて木造平屋建てを建築されるということから、農地や周辺への影響はないと思われま。調査の結果、許可相当

と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

受付番号1番から受付番号7番まで委員の説明が終わりました。皆さん何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第19号農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号1番から受付番号7番までについては、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第19号の受付番号1番から受付番号7番までについては、許可することに決定いたしました。

引き続き、受付番号8番の審議に移りますが、申請人に農業委員本人が関与しておりますので、農業委員会法第31条及び玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限に該当すると認められますので、田上一委員の退席をお願いいたします。

— 10番 田上 一君 退室 —

○議長（永田知博君） はい、それでは、受付番号8番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

8番どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番の中島です。8番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は岱明支所より西側の方に約300m行った所です。住宅建設にあたり、東側の道路に面した申請の面積43㎡の畑を譲り受けて、自動車の進入及び駐車場を計画したいということでの申請です。ここは元々前に合わせて360.2㎡の面積に住宅109.3㎡を建設の計画です。そのため車の駐車場進入をするために、どうしても道路側に沿って取得したほうが生活し易いということですので。駐車場はそのうち60㎡ぐらいの計画で、給水は市の上水道に接続し、雨水は浸透枳に流入し、生活雑排水及び汚水は市の下水道に接続されます。以前、住宅が建って解かれているために、西側、北側、東側には土留めのブロックがあり、南側に新たに土留めのブロックを行うということです。何ら問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。8番について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第19号農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号8番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第19号の受付番号8番につきましては、許可することに決定いたしました。

それでは、田上委員、どうぞ着席をお願いいたします。

— 10番 田上 一君 入室 —

○議長(永田知博君) それでは、次に、議第20号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。9ページをお願いいたします。

議第20号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

10ページから11ページの総括表、12ページから16ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が2件21,943㎡、利用権設定が42件、128,247㎡、合計44件、150,190㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第20号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第20号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報告

○議長（永田知博君） 次に報告第10号、11号、12号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。17ページをお願いします。

報告第10号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回17ページから21ページまでの20件、合計65,021㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告第11号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件2,855㎡の届出を受理しております。

続きまして、23ページをお願いします。

報告第12号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和2年5月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件、平成30年12月5日に許可された物件、500㎡について、記載されている理由により届出を受理しております。議第18号6番と関連しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） その他に移りますけれども、その他、何か皆さんよりございませんでしょうか。事務局は何かございますか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議、慎重な御審議誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和2年第5回農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時56分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年5月7日

玉名市農業委員会会長          永田 知博

農 業 委 員                      田上 一

農 業 委 員                      福田 友明